

## 関東大震災の虐殺事件に関するG7首脳への書簡

世界平和の希求、各国の繁栄、そして人々の幸福実現に向けた、日夜のご尽力に敬意を表します。

私たちは、100年前の9月1日、日本で起きた関東大震災時の朝鮮人・中国人虐殺事件について、その歴史を心に刻み、その教訓を歴史にどう生かすかに取り組んでいる市民団体です。世界史には数多くの「虐殺事件」が記録されており、日本の関東大震災虐殺事件も、その一つと言えます。

- 1、第二次世界大戦の終結を前に、米国は日本占領に先立ち、いくつかの調査報告書をまとめています。その一つの「在日外国人」(R&A2690、1945、6)には、次のような文句があります。「朝鮮人は、ほとんど例外なく社会的地位の低い明白な少数者集団である。彼らは、日本人に見下され、少なくとも一度、国家的災害が日本を襲った時に、スケープゴートとなった」と。

それが、100年前の関東大震災における朝鮮人虐殺を指すことは言うまでもありません。

- 2、1923年当時の衆議院本会議の議事録(1923、12、16)には、次のような記録が残っています。

永井柳太郎議員「震災直後発生したる不祥事は、流言蜚語であるが如く言うて居られます。…若し、流言蜚語に出たものでありますならば、其の流言蜚語を取締るべき所の、政府自ら出した所の其流言蜚語に対して、政府は責任を感じないのか。／山本総理大臣は、本員が、大震災の直後に於て発生したる不祥事件に対し、遺憾の意を表すの意思なきや否やと伺いましたに対して、遺憾の意を表す意思ありとも、なしとも言明せられざるは、非礼にあらずや」と詰め寄りますが、山本権兵衛総理は「政府は起こりました事柄について、目下取調進行中のござります。最後に至りまして、その事柄を当議場に懇(うった)へる時のござりませう」と答えたに過ぎません。

しかし、これ以降、戦後の現在に至るまで、残念ながら、虐殺事件について、国会の議事録に、こうした議論を見ることはできません。

- 3、朝鮮は、当時すでに日本の植民地でした。朝鮮人被害者について、日本官憲が調査を妨害し、かろうじて「朝鮮同胞慰問班」名で朝鮮人留学生が調査を進め、大韓民国臨時政府(上海)機関紙「独立新聞」(1923、12、5)が犠牲者6661人と報じましたが、氏名は不詳です。日本政府は、しかるべき調査も行っていない。

一方、中国は主権国家で日中間には外交関係もあり、政府代表団も来日しています。日本の外務省条約局第3課は、1923年11月、「諸外国の11の事例を調査し、内乱又は暴動に因る不法行為に対する国家の責任に関する国際法上の原則及び実例」は「国家賠償である」と報告した文書が残っています。それを踏まえて、1924年5月27日、内閣総理清浦圭吾他、外務、内務、司法、陸軍及び大蔵各大臣連署のうえ中国人被害者について「慰藉金20万円(当時)」の責任支出が決裁されていますが、その後、執行された形跡はありません。

4、1999年12月、日本弁護士連合会は、虐殺の被害に遭った関係者から、虐殺事件に関する責任の明確化や謝罪等を求める人権救済の申立てを受けました。同会人権擁護委員会は、申立人からの聴取、歴史研究者の論考、公文書などの史資料、朝鮮人虐殺の加害者を処罰した刑事判決などを3年かけて調査し、「報告書」をまとめました。

日本弁護士連合会は、2003年8月25日、小泉純一郎総理に対して、①虐殺事件の被害者、遺族に対し、国の責任を認めて謝罪すること、②虐殺事件の全貌と真相を調査し、その原因を明らかにすることを勧告しました。その概要は、『法学セミナー』622号(2006年10月号)をご参照ください。それから20年が過ぎましたが、その勧告は無視されたままです。

5、日本は地震大国であり、近い将来に関東大震災級の大地震が予想されています。政府機関である「中央防災会議」の「災害教訓の継承に関する専門調査会」報告書(2008年3月)は、次のように述べています。

「武器を持った多数者が、非武装の少数者に暴行を加えたあげくに殺害するという、虐殺という表現が妥当する例が多かった。殺傷の対象となったのは、朝鮮人が最も多かったが、中国人、内地人〔日本人〕も少なからず被害にあった。…震災による死者数の1～数パーセントにあたり、人的損失の原因として軽視できない。」と指摘し、「過去の反省と民族差別の解消の努力が必要なのは改めて確認しておく」と結んでいます。

2020年1月、「川崎市ふれあい館」(神奈川県にある在日コリアン集住地区のコミュニティセンター)に、「在日韓国人をこの世から抹殺しよう」との「年賀はがき」が送られ、翌21年7月から8月にかけて、京都府ウトロの在日コリアン集住地区など、在日コリアン関連施設への放火事件などヘイトクライムが相次ぎました。人的被害がなかったことは不幸中の幸いでした。その一方で、国レベルの高校無償化からの朝鮮高校除外、東京・大阪など地方政府の補助金交付からの朝鮮学校除外は、いまなお継続されています。

国連・人種差別撤廃委員会は、日本審査後の「総括所見」(2018.9)で、「パラ8:直接的、および間接的な人種差別を禁止する具体的で包括的な法律を採択するよう促す」、「パラ22:高校就学支援金制度の支援金支給に関して朝鮮学校が差別されないことを締約国が確保するという前回の勧告(CERD/C/JPN/7-9, para19)を再度表明する」としていますが、日本政府はこれらに何ら対応していません。

6、記憶に新しいところでは、バイデン米大統領は、2021年5月31日、100年前の白人による黒人虐殺事件の起きた地、オクラホマ州タルサ市グリーンウッドを訪れ、

「歴史が沈黙するからと言って、その出来事が起きなかったというわけではない。そして、暗闇は多くのものを隠すことはできるが、何も消すことはできない」と演説し、タルサの悲劇を振り返り、追悼するよう人々に呼びかけ、「人種差別を根絶するために働き続けることで、グリーンウッド地区とブラック・ウォール・ストリートの歴史に敬意を表したい」と述べています。

また、パイナム現市長は、フェイスブックに謝罪文を投稿、「黒人のタルサ市民を殺害から守らず、その後も黒人市民を差別から守らなかった」と書いたとあります(BBC NEWS. Japan、2021.6.2)。

ちなみに、日本の小池百合子東京都知事は、震災のあった「9月1日」に、市民団体が

毎年主催する「虐殺犠牲者の追悼式」に、2017年以降「追悼の辞」を送らなくなっています。

7、さきに(2)、「戦後、国会の議事録において虐殺事件についての議論を見ることはできない」と書きました。日本には、別途、各議員が所属する院の議長を通じて、政府に「質問主意書」を提出し、政府はそれに対して「答弁書」で回答する制度があります。この制度は、対面でのやり取りではなく、いずれも片道の文書のやり取りに過ぎず、「隔靴搔痒」の感は免れません。虐殺事件について、計8本の質問主意書が提出されています。最も古いものは、神本美恵子参議院議員が、2015年2月18日提出、安倍晋三総理の答弁書は同年2月27日付です。最新のものは、杉尾秀哉参議院議員が、2022年12月6日提出、岸田文雄総理の答弁書は同年12月16日付です。最初の安倍総理の答弁書には、「調査した限りでは、政府内にこれらの事実関係を把握することができる記録が見当たらないことから、お尋ねについてお答えすることは困難である」というものです。ちなみに、最後の岸田総理の答弁書には「調査した限りでは、政府内にそれらの事実関係を把握することのできる記録が見当たらないことから、お尋ねの見解についてお答えすることは困難である」というものです。道理で、すみやかな回答がなされるわけです。歴史への責任という自覚は見受けられません。

タルサ虐殺事件の直前まで在任したウイルソン米大統領は、「14ヶ条の平和原則」で名高い人でした。100年を経て、同事件を追悼し、政治の瑕疵から目を背けないバイデン大統領でした。

「価値観を同じくする」日本国岸田文雄総理は、議長国として「核兵器の惨禍を人類が二度と起こさない誓いを世界が共有する」ことを訴えるにとどまらず、「歴史と誠実に向き合う価値観をも共有する」ことの重要性について、G7首脳からご助言賜らんことを、ここに希求するものです。何とぞ、真意お汲み取り下さるよう、お願いいたします。

追伸：私たちは、いくつかのプレ集会を経て、来る8月31日には、都内で、朝鮮人、中国人の犠牲者遺族を迎え、厳粛な「追悼大会」を、9月2日には、国会前で「キャンドル集会」を、3日には「国際交流シンポジウム」などを行う予定で準備を進めています(2023年2月の「呼びかけ文」及び広報「チラシ」を同封します)。

2023年5月

関東大震災朝鮮人・中国人虐殺100年犠牲者追悼大会実行委員会